
成年後見申立ての手引

この手引は、成年後見等の申立てを考えている方を対象に、制度の説明、申立ての手続、必要な書類、手続の流れ、成年後見人等の役割などについてまとめたものです。

申立てをする際は、この手引をよく読んでから、手続をしてください。

ただし、裁判所によっては、提出を求められる書類や手続の進行方法が若干異なる場合がありますので、実際に申立てをする場合には、家庭裁判所の窓口で確認してください。

なお、電話でのやりとりは間違いがおこることが多いので、福岡家庭裁判所では原則として電話での申立てや相談には応じていません。ご面倒でも、尋ねたいことを事前にメモするなどして、裁判所の窓口までお越しください。

<重要>

成年後見制度においては、後見開始、保佐開始、補助開始、任意成年後見監督人選任などの申立てもうしたてにんをする人のことを「申立人」といいます。

また、判断能力が不十分と思われる人のことを「本人」ほんにんといい、成年後見人や保佐人、補助人等になろうとする人のことを「候補者」こうほしやといえます。

この手引においても同様の扱いをしており、さらに成年後見人及び保佐人、補助人らを総称して「成年後見人等」せいねんこうけんにんどうという言葉を用いています。

福岡家庭裁判所

(H17. 6版)

目 次

成年後見制度について

Q 1	成年後見制度とは、どのような制度ですか？	2
Q 2	成年後見が始まると、どうなりますか？	3
Q 3	成年後見人は、どういうことをしなければなりませんか？	3
Q 4	保佐が始まると、どうなりますか？	4
Q 5	保佐人は、どういうことをしなければなりませんか？	4
Q 6	補助が始まると、どうなりますか？	5
Q 7	補助人は、どういうことをしなければなりませんか？	5
Q 8	成年後見人、保佐人、補助人について	6
	(1) 親族以外の人になることはありますか？	6
	(2) 報酬はもらえますか？	6
	(3) 仕事はいつまで続くのですか？	6
Q 9	裁判所に監督されると聞きましたが？	7
Q 10	任意後見制度とは、どのような制度ですか？	8

申立てから後見等の開始までの手続について

Q 11	後見人等が決まるまで、どのくらいの期間がかかりますか？	9
Q 12	申立ての手続について	10
	(1) どこの裁判所に行けばよいのですか？	10
	(2) 申立てはだれでもできますか？	10
	(3) 後見等の開始までにはどのくらいの費用がかかりますか？	10
	(4) どんな書類を準備しなければなりませんか？	10
	(5) 必要な書類等がそろったらどうすればいいのですか？	10
	(6) 本人に知られずに申立てや手続を進めることはできますか？	11
	※ 「後見登記がされていないことの証明書」について	11
Q 13	申立人や候補者は、どのようなことを聴かれるのですか？	12
	※ 「鑑定」について	12

申立てに必要な書類等について

・	申立てに必要な書類等のチェック表①	13
・	申立てに必要な書類等のチェック表②	14
・	福岡家庭裁判所及び各支部、出張所一覧	15

Q 1 成年後見制度とは、どのような制度ですか？



成年後見制度とは、判断能力が不十分な人（本人）を法的に保護し、支えるための制度です。

病気や事故等によって判断能力が不十分になられた人（にんちしゅう認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など）が、医療や介護に関する契約を結んだり、預金の払戻や解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをするようになって、ひとりではそのような難しいことはできませんし、また、本人にとって不利益な結果を招くおそれもあります。そのため、本人を保護して支える人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次のように3つに区分されます。

- ① 本人の判断能力がほとんどない場合 → せいねんこうけん成年後見
たとえば、買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ず誰かに代わってもらうなどの援助が必要な人がこれにあたります。
- ② 本人の判断能力が特に不十分な場合 → ほさ保佐
たとえば、日常の買い物程度ならばひとりでできるが、不動産の売買や自動車の購入などの重要な財産行為をひとりですることが難しいと思われる人がこれにあたります。
- ③ 本人の判断能力が不十分な場合 → ほじょ補助
たとえば、自動車の購入などもひとりでできるかも知れないが、不安な部分が多く、援助者の支えがあった方がよいと思われる人がこれにあたります。

本人の判断能力が、上の3区分のどれに該当するかは、がいとう医師のかんてい鑑定（12ページ参照）などによって決められ、自由に選べるものではありません。

申立前に医師の診断を受け、「せいねんこうけんようしんだんしょ成年後見用診断書」を書いてもらえれば、本人がどの区分にあたるかの目安が分かるようになっています。

この診断書用紙は、近くの家庭裁判所でもらえます。

なお、成年後見制度には「にんいこうけんせいど任意後見制度」というものもあります。（Q10参照）。

Q2 成年後見が始まると、どうなりますか？



成年後見が開始されると、本人はごく日常的な買物などを除き、単独で法律行為ができなくなり、本人の援助者として「成年後見人」が選任されます。

成年後見人には、広範な代理権だいいりけんが自動的に与えられ、本人のために、①本人の預貯金や不動産を管理したり、②本人の保険金や年金などを受領したり、③本人に代わって種々な契約を結んだり、④本人が無断で行った法律行為について取消を求めたりすることができます。

※ 成年後見人には、広範な代理権と取消権が与えられていますが、本人所有の居住用不動産（本人が現に居住している住居、又は将来本人が帰住する際の住居）について、売却・賃貸・増改築・抵当権設定等を行う場合には、必ず事前に家庭裁判所の許可が必要です。

なお、遺言や身分行為（結婚や離婚、養子縁組、認知など）等は、代理権の対象になりません。

Q3 成年後見人は、どういうことをしなければなりませんか？



本人の考えを尊重し、その心身の状態及び生活の状況等をよく考えて、代理権とりけしけん（取消権）を適切に使うことにより、本人を援助していかなければなりません。

成年後見人には広範な代理権と取消権とが与えられており、職務の内容も、本人の生活・療養のお世話しんじょうかんご（「身上監護」といいます。）や、本人が持っている財産の管理・処分ざいさんかんり（「財産管理」といいます。）など、広い範囲にわたっています。

特に財産管理については厳格性が求められ、次のような仕事が求められます。

- ① 成年後見人に選任された段階で、速やかに本人の財産や収入等を調査し、その結果を書面（財産目録）にして家庭裁判所に提出する。
- ② 本人の生活や療養、財産管理等に必要な費用を計算するなどして、財産管理計画を立てる。
- ③ 本人の財産を適正に管理し、その管理状況を常に記録しておき、定期的に家庭裁判所に報告する。

Q4 保佐が始まると、どうなりますか？



保佐が開始されると、本人は一定の重要な財産行為（金銭の貸し借り、不動産や自動車などの売買、自宅の増改築など）について、自分一人では行うことができなくなり、本人の援助者として「保佐人」が選任されます。

本人は、日用品の購入などの日常生活に関する行為は単独で行えますが、重要な財産行為については保佐人の同意が必要となり、本人が同意を得ずに行った場合には、取り消すことができます。

また、家庭裁判所で定められた特定の事柄については、保佐人が本人の代理人として法律行為を行うことが可能になります。

※ 保佐人は、本人が行う重要な財産行為について同意する権利（同意権）を自動的に与えられていますが、本人に代わって法律行為を行う権利（代理権）は自動的に与えられていません。保佐人が本人を代理するためには、代理する事項を特定し、家庭裁判所に「代理権付与の申立て」が必要です。

また、家庭裁判所に「保佐人の同意を要する行為の定め申立て」を行うことにより、保佐人の同意が必要な事項を「重要な財産行為」以外にも定めることができます。ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」を保佐人の同意が必要な事項とすることはできません。

Q5 保佐人は、どういうことをしなければなりませんか？



本人の考えを尊重し、その心身の状態及び生活の状況等をよく考えて、同意権（取消権）や代理権を適切に使うことにより、本人を援助していかなければなりません。

保佐人の仕事は次のとおりです。

- ① 保佐人の同意が必要な行為について、本人に対して適切な同意を与える。
- ② 本人が保佐人の同意を得ずに行った不利益な売買や契約などを取り消す。
- ③ 保佐人に代理権が与えられている場合には、代理権行使の内容について定期的に家庭裁判所に報告する。

Q6 補助が始まると、どうなりますか？



補助が開始されると、本人の援助者として「^{ほじょじん}補助人」が選任されますが、本人の行為が自動的に制限されるようなことはありません。

しかし、家庭裁判所で定められた一定の事柄について、本人は単独で行うことができなくなり、補助人の同意が必要になります。

また、家庭裁判所で定められた特定の事柄について、補助人は本人の代理人として、本人に代わって法律行為を行うことが可能になります。

※ 補助人の同意が必要な事項を定める場合には、家庭裁判所に「補助人の同意を要する行為の定め」の申立てを行う必要があります。

また、補助人が本人の代理人となる場合は、代理事項を特定して、家庭裁判所に「代理権付与の申立て」を行う必要があります。

なお、補助開始の申立てに際しては、必ず「補助人の同意を要する行為の定め」及び「代理権付与」の一方又は双方を併せて申立てる必要があります。

Q7 補助人は、どういうことをしなければなりませんか？



本人の考えを尊重し、その心身の状態及び生活の状況等をよく考えて、同意権（取消権）や代理権を適切に使うことにより、本人を援助していかねばなりません。

補助人の仕事は次のとおりです。

- ① 補助人に同意権が与えられている場合は、本人に対して適切な同意を与え、また、本人が補助人の同意を得ずに行った不利益な売買や契約などを取り消す。
- ② 補助人に代理権が与えられている場合は、代理権行使の内容について定期的に家庭裁判所に報告する。

Q8 成年後見人，保佐人，補助人について



(1) 親族以外の人になることはありますか？

あります。

だれを成年後見人や保佐人，補助人にするかは，家庭裁判所が決めます。本人の生活・療養のお世話や財産管理について，適正な仕事を期待できる人を選ぶこととなります。

こうした仕事をするにあたっては，法律や医療，福祉の専門的知識が必要な場面が多くでてきます。そのため，弁護士や司法書士，福祉関係の専門家等にまかせたほうが適当な場合には，親族以外のそうした専門家を選ぶこととなります。また，同時に2人以上の人になってもらうこともあります。

(2) 報酬はもらえますか？

もらえます。

ただし，事前に，家庭裁判所に対して報酬請求ほうしゅうせいきゅうの申立てをしなければなりません。報酬として裁判所が認めた額に限って，本人の財産から受けとることとなります。勝手にした場合には，業務上横領罪として処罰されることもあります。

なお，報酬の額については，財産額や負担量などによって異なってきますので，事前にお知らせすることはできません。

(3) 仕事はいつまで続くのですか？

原則として本人が死亡するまで続きます。

申立てのきっかけとなったこと，たとえば「保険金をもらう」とか「遺産分割をする」といった手続が終わったとしても，成年後見人や保佐人，補助人らの仕事は終わるわけではありません。その後も，本人が死亡するまで，財産管理などの仕事は続きます。

ただし，成年後見人等自身が，病気などのためその仕事をするができなくなったなど，やむを得ない事情の場合には，家庭裁判所の許可を得て辞任することもできます。

Q9 裁判所に監督されると聞きましたか？



成年後見人、保佐人、補助人の仕事は、家庭裁判所が定期的にチェックすることになっています。このチェックを「監督^{かんとく}」といいます。

その際には、本人の財産管理の状況などについて、「事務報告書」や「財産目録」、「収支状況報告書」といった書面や、通帳や領収書等のコピーなどを提出してもらうことになります。また、場合によっては、説明のために家庭裁判所に来てもらうこともあります。

その他に、成年後見人等の仕事の内容を具体的にチェックする「監督人^{かんとくにん}」が付けられることもあります。

財産の管理などの仕事が適正にできていない場合には、後見人などを辞めさせられることになります。

特に、代理権を使って、本人から預かっている財産を処分したり、何らかの支出をした場合には、それが適正かどうか必ずチェックされます。本人の生活や療養のために必要な費用や、本人が支払わなければならない税金や社会保険料の支払いは適正なものといえますが、それ以外の支出については、かなり慎重に判断しなければなりません。

このことは、本人と成年後見人等が親子や夫婦の関係にあったとしても同じです。たとえば、本人の配偶者（夫又は妻）や子どもに対してであっても、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。

なお、成年後見人等が、本人の財産を勝手に自分のものにした場合には、業務上^{ぎょうむじょう}横領罪^{おうりょうざい}として処罰されることもあります。

※ 裁判所に提出する報告書等については、不慣れな人でも作成しやすいように、定型の用紙が用意されていますのでご安心ください。ただし、日頃から本人の財産管理状況などを、きちんと記録しておくことが必要なことは言うまでもありません。

Q10 任意後見制度とは、どのような制度ですか？



にんいこうけんせいど
任意後見制度とは、将来自分の判断能力が不十分になった際に援助してもらい後見人を前もって指定し、援助してもらう内容についても前もって具体的に定めておく制度です。

この制度を利用するためには、本人にきちんとした判断能力があるうちに、あらかじめ、公正証書こうせいしょうしょによって、後見人になってもらう予定の人と契約を結んでおく必要があります。そして、将来本人の判断能力が不十分になったときに、その契約に基づいて予定された人（＝任意後見人にんいこうけんにん）が本人を援助することになります。

なお、この契約は、家庭裁判所が「任意後見監督人にんいこうけんかんとくにん」（任意後見人の職務内容をチェックする人）を選任したときから、その効力が生じることになります。

任意後見制度の詳しい内容や手続方法については、最寄りの公証人役場こうしょうにんやくばでお聞きください。

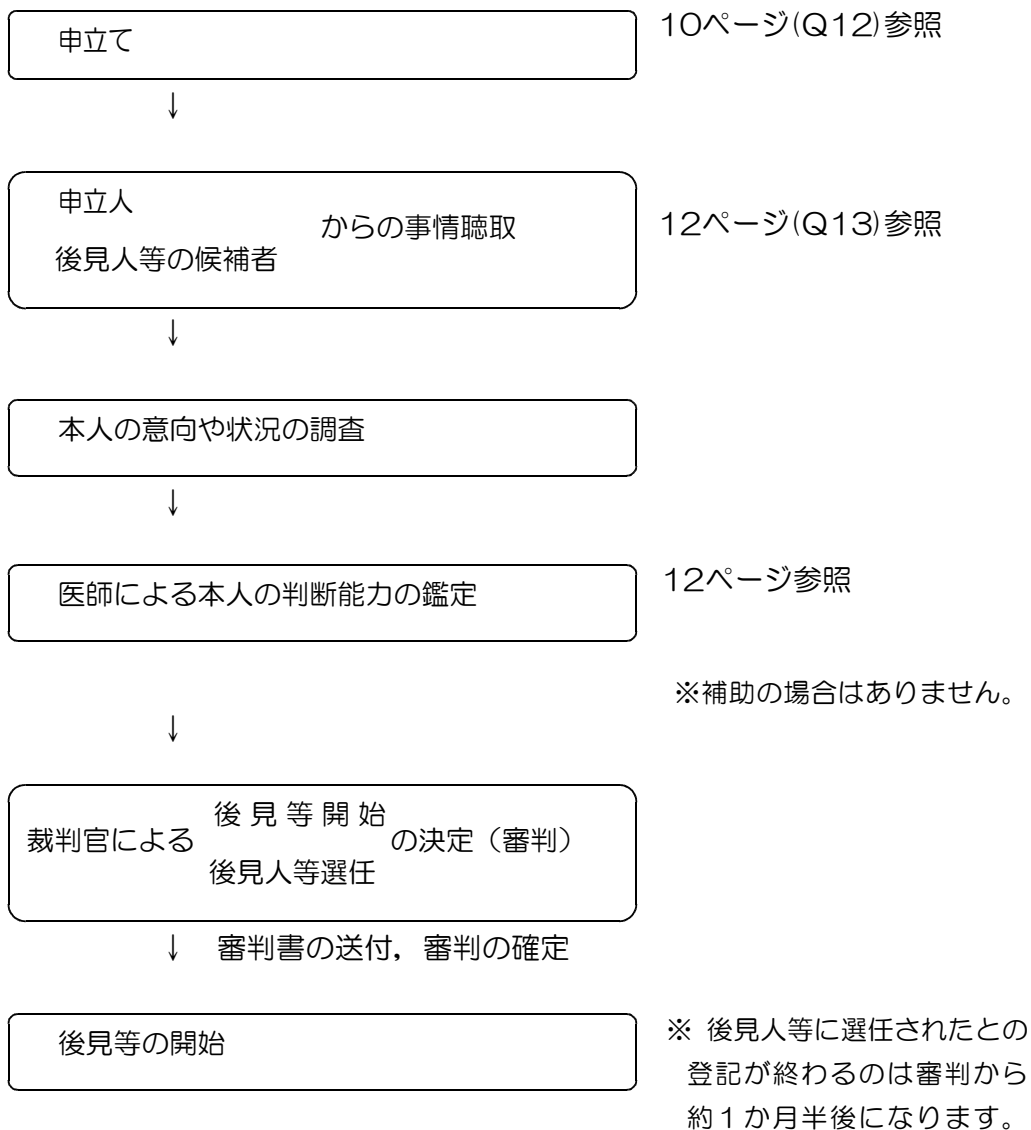
Q11 後見人等が決まるまで、どのくらいの期間がかかりますか？



ケースによって異なりますが、申立てから成年後見人等が決まるまでの期間は3か月前後と思われます。

しかし、諸々の事情によって、審理が大幅に遅れてしまう場合がありますので、急がれるような場合にはできるだけ早い時期に申立てをするようにしてください。

なお、申立てから後見等の開始されるまでには、次のような各種手続があります。



Q12 申立ての手続について



(1) どの裁判所に行けばよいのですか？

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。
詳しくは最寄りの家庭裁判所に問い合わせてください。

(2) 申立てはだれでもできますか？

後見等の申立てをすることができるのは、本人、その配偶者、四親等内の親族などに限られています。四親等内の親族とは、本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、おじ・おば、おい・めい、いとこ、本人の配偶者の親、子、兄弟姉妹などです。

なお、これらの人が多忙であったり、一人で手続をすることが不安な場合には、弁護士や司法書士に相談して、申立ての手続をしてもらうこともできます。

(3) 後見等の開始までには、どのくらいの費用がかかりますか？

申立てにあたって、裁判所の手数料だけでなく、必要な郵便切手の代金、関係者の戸籍謄本等の必要書類の入手費用などに1～2万かかります。また、鑑定の費用として10万円を前もって納めていただいています。

なお、これらの申立費用（各種書類の発行手数料など）や鑑定費用については、申立人の負担となっており、本人の財産から支出することはできません。

※ 鑑定料が余った場合は、もちろん後からお返しします。逆に、鑑定料が10万円を超える場合には、さらに追加納付していただくことになります。

(4) どんな書類を準備しなければなりませんか？

裁判所に提出する書類等については、「申立てに必要な書類等のチェック表①②」（13～14ページ）のとおりです。申立ての際には、必ずこのチェック表で確認してください。

(5) 必要な書類等がそろったらどうすればいいのですか？

必要書類等と印鑑を持参のうえ、家庭裁判所の受付窓口にお越しください。

その際、申立人だけでなく、成年後見人や保佐人、補助人になろうとする方（候補者）も一緒に来ていただければ、その日に事情をお尋ねできますので、その後の手続が早く進みます。

また、本人についても、来庁が可能な状況であれば、ご一緒に来ていただければ幸いです。（病状に影響する場合は、無理をされなくて結構です。）

(6) 本人に知られずに申立てや手続を進めることはできますか？

できません。

成年後見及び保佐，補助の開始を判断する際には，それぞれ「本人の陳述」を聴かなければならないことが法律で定められています。したがって，たとえ本人が日常会話ですら難しい状態であっても，家庭裁判所の担当者が本人と会って，本人の意向や状況を確認することになります。

また，補助開始の申立ての場合には，本人が申立てに同意していることが条件となっていますし，保佐についても，保佐人に対する代理権付与の申立ての場合には，本人が同意していることが条件となっています。

「登記されていないことの証明書」について

成年後見制度では，後見等が開始された場合には，本人の住所氏名や成年後見人等の氏名，成年後見人等の権限などについてコンピュータ・システムに登録することになっています（後見登記制度）。任意後見契約（Q10参照）がされた場合にも同じように登録がされます。

成年後見等の申立てをする際には，同じ人に二重に後見等が開始されないように，また，十分な判断能力のない人が後見人等にならないように，本人と後見人等の候補者について，そのシステムに登録されていないことを証明する書類を提出してもらうことになっています。これが「登記されていないことの証明書」です。

「登記されていないことの証明書」は，最寄りの法務局又は地方法務局の窓口にて請求することができます。ただし，法務局の「支局」や「出張所」では取り扱っていませんのでご注意ください。

なお，郵送による請求も可能ですが，その場合には，東京法務局にご請求ください。請求先は下記のとおりです。（郵送請求は，東京法務局の集中取扱いとなっています。）

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1234（代表）

03-5213-1360（ダイヤルイン）

※ 詳細は，最寄りの法務局でお尋ねになるか，法務省のインターネット・ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）をご覧ください。

また，テレホンファックスサービス（092-736-6080，福岡）で申請書用紙を取り寄せることも可能です。

※ 「登記されていないことの証明書」の申請書用紙を記入するに当たっては，証明事項欄の「成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない」という項目に必ずチェックを入れてください。

Q13 申立人や候補者は、どのようなことを聴かれるのですか？



申立人からは、主として申立書に書かれていることの確認を行います。たとえば、本人との関係や、何がきっかけで申立てをしようと思ったのかなどについて確認させていただきます。

候補者からは、①本人の生活状況や財産状況、②候補者自身の経歴や現在の生活状況及び経済状態など、③後見や保佐及び補助の方針など広範囲のことを確認します。

成年後見人等として選任された場合、候補者には今後長い期間にわたって本人の援助者としての役割を果たしてもらわなければなりません。そこで、本人のことをどれだけ知っているか、財産の管理が適正にできそうかなど、成年後見人等としての適格性^{てきかくせい}などについて慎重に判断しなければならないからです。

したがって、候補者に対しては、収入や資産、負債の有無、家族の状況などプライバシーに関することもお尋ねしなければなりません。

しかし、裁判所でいきなり尋ねられてもすぐに答えられないこともあるでしょうから、申立時に「候補者質問票」^{こうほしゃしつもんひょう}を提出していただいています。

面接の際には、その質問票をもとにして、さらに詳しい質問をさせていただくことになります。

「鑑定」について

成年後見制度とは「判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支えるための制度」です。しかしながら、反面では本人の行為を著しく制限してしまうこととなりますので、後見等を開始するにあたっては慎重な判断が求められることとなります。

そこで、本人の判断能力が、成年後見や保佐、補助などの申立て区分に該当するか否かを医学的見地から判定する必要があり、これを「鑑定」と言います。

成年後見開始及び保佐開始に際しては、本人が植物状態であるなど特殊な場合以外は、同人の判断能力について医学的見地からの鑑定が必要となっています。

ただし、補助開始に際しては、原則として鑑定は不要で、「成年後見用診断書」を提出いただければ結構です。しかし、同診断書の内容や本人の状態などによっては、鑑定が必要となってくる場合もあります。

鑑定とは、本人の判断能力を判定するための作業であり、一般の診察よりも時間や労力を必要とします。鑑定料は、その作業に伴う医師への報酬であり、健康保険の適応外となりますので、10万円前後が必要となります。

申立てに必要な書類等のチェック表①

1 申立書類及び費用など

<input type="checkbox"/>	①	申立書	家庭裁判所及びホームページ上に定型用紙があります。
<input type="checkbox"/>	②	収入印紙800円分	
<input type="checkbox"/>	③	登記印紙4,000円分	収入印紙とは違う印紙です。お近くの郵便局にお尋ねください。
<input type="checkbox"/>	④	郵便切手3,380円分	500円×4枚, 80円×15枚, 20円×4枚, 10円×10枚
<input type="checkbox"/>	⑤	鑑定費用10万円	鑑定に伴う医師への報酬です。 申立後の振込みでもかまいません。 ※補助開始では事前納付の必要はありません。

2 申立人についての書類 ※申立人が候補者となる場合は、4の書類も必要です。

<input type="checkbox"/>	⑥	戸籍謄本	本籍地の役場で発行。郵便取寄せもできます。
--------------------------	---	------	-----------------------

3 本人（判断能力が不十分な人）についての書類

<input type="checkbox"/>	⑦	戸籍謄本	⑥と同じ
<input type="checkbox"/>	⑧	戸籍附票または住民票	戸籍附票は本籍地役場で、住民票は住民登録先の市区町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	⑨	登記されていないことの証明書	最寄りの法務局又は地方法務局（法務局の支局や出張所では取り扱っていない）。11ページ参照。
<input type="checkbox"/>	⑩	成年後見用診断書	医師に作成してもらおう。定型診断書用紙は家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	⑪	本人所有財産の目録	家庭裁判所及びホームページ上に定型用紙があります。
<input type="checkbox"/>	⑫	財産についての資料	チェック表②を参照のこと。

成年後見人や保佐人、補助人の候補者についての書類

<input type="checkbox"/>	⑬	戸籍謄本	⑥と同じになる場合は1通でかまいません。
<input type="checkbox"/>	⑭	戸籍附票または住民票	⑧と同じ
<input type="checkbox"/>	⑮	身分(身元)証明書	破産宣告などを受けていないことの証明書です。 本籍地の市区町村役場にて発行。
<input type="checkbox"/>	⑯	登記されていないことの証明書	⑨と同じ
<input type="checkbox"/>	⑰	候補者質問票	家庭裁判所及びホームページ上に定型用紙があります。

※ 任意後見監督人選任を申し立てる場合には、次の書類も準備してください。

<input type="checkbox"/>	⑱	任意後見契約書の写し	公証人に作成してもらいます。
<input type="checkbox"/>	⑲	任意後見の登記事項証明書	東京法務局で発行。

申立てに必要な書類等のチェック表②

※ 本人の財産内容を証明する資料として、下記の書類を提出してください。書類申請の
 手続や手数料は、それぞれの発行機関にお問い合わせください。

1 不動産に関する資料

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	不動産登記簿謄本	物件所在地の法務局で発行。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	固定資産税評価証明書	物件所在地の市町村役場で発行。 ※ 役場で交付してもらえない場合には、後見人にな った段階で提出していただきます。

2 預貯金に関する資料

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	預金通帳の写し	預金通帳をもっている人。事前に最新の残高等を 記帳して、表紙とその裏側及び記帳されている 全ページをコピーする。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	残高証明書	通帳がない場合。預金口座のある銀行で発行。

3 有価証券（株券・国債・手形など）に関する資料

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	取引残高報告書	取引先の証券会社で発行。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	証券の写し	証券を持っている人。表裏両面をコピーする。

4 生命保険等に関する資料

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証書の写し	証書を持っている人。表裏両面をコピーする。
--------------------------	-------------------------------------	----------------	-----------------------

5 負債に関する資料

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ローン契約書又は借用書	本人（債務者）又は銀行、公社などの債権者。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	支払明細書	銀行、公社などの債権者で発行。

6 収入内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	給与明細書	本人又は勤務先の会社等。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	年金証書の写し	証書をもっている人。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	年金改定の通知書	住民登録先の市区町村を管轄する社会保険事務所。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	年金の振り込み口座の通帳	通帳をもっている人。

7 支出内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	施設利用料、入院費等の領収書	本人の入院している施設又は病院。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	健康保険料納付書	住民登録先の市町村役場。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	介護保険料納付書	住民登録先の市町村役場。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	固定資産税納付書	物件所在地の市町村役場。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地代、家賃などの領収書	家主などの貸し主又は管理会社など。

福岡家庭裁判所及び各支部，出張所一覧

問い合わせ先

本 庁	〒810-8652 福岡市中央区大手門1丁目7番1号	(電話) 092-711-9651
甘木出張所	〒838-0061 甘木市大字菩提寺571番地	(電話) 0946-22-2113
小倉支部	〒803-8532 北九州市小倉北区金田1丁目4番1号	(電話) 093-561-3431
行橋支部	〒824-0001 行橋市行事1丁目8番23号	(電話) 0930-22-0035
飯塚支部	〒820-8506 飯塚市新立岩10番29号	(電話) 0948-22-1150
直方支部	〒822-0014 直方市丸山町1番4号	(電話) 0949-22-0522
田川支部	〒826-8567 田川市千代町1番5号	(電話) 0947-42-0163
久留米支部	〒830-8512 久留米市篠山町21番地	(電話) 0942-39-6943
八女支部	〒834-0031 八女市大字本町537番地の4	(電話) 0943-23-2744
柳川支部	〒832-0045 柳川市大字本町4番	(電話) 0944-72-3832
大牟田支部	〒836-0052 大牟田市白金町101番地	(電話) 0944-53-3504

※ この手引についてのお問い合わせは、

福岡家庭裁判所 後見センター（電話092-711-9651）

までお寄せ下さい。